

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月26日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第47号

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則（平成5年静岡県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第10条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(i) 養成施設を卒業した日（実務者養成施設を卒業した者にあつては、卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日。以下同じ。）から起算して1年（次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる期間）以内に県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、肢体不自由児施設整肢療護園、重症心身障害児施設むらさき愛育園、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設及び東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）の区域内に所在する施設、事業所等については、県の内外を問わないものとする。以下同じ。）において、介護福祉士として介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間（<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号）第2条第1項</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第10条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(i) 養成施設を卒業した日（実務者養成施設を卒業した者にあつては、卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日。以下同じ。）から起算して1年（次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる期間）以内に県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、肢体不自由児施設整肢療護園、重症心身障害児施設むらさき愛育園、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、<u>国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設及び東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）の区域内に所在する施設、事業所等については、県の内外を問わないものとする。以下同じ。）において、介護福祉士として介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間（<u>旧過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号）第2条第1項に</u></p>

に規定する過疎地域においてその業務に従事した場合又は中高年離職者（当該養成施設に入学した時に45歳以上であって離職して2年以内の者をいう。）がその業務に従事した場合にあっては、3年間）その業務に従事したとき。ただし、転勤等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず県外において当該業務に従事した期間は、県内において当該業務に従事した期間とみなすことができる。

（表略）

② （略）

2・3 （略）

規定する過疎地域においてその業務に従事した場合又は中高年離職者（当該養成施設に入学した時に45歳以上であって離職して2年以内の者をいう。）がその業務に従事した場合にあっては、3年間）その業務に従事したとき。ただし、転勤等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず県外において当該業務に従事した期間は、県内において当該業務に従事した期間とみなすことができる。

（表略）

② （略）

2・3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。